

1 環境美化推進員について

(1) 環境美化推進員とは

前橋市では、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」第5条の8で定める「廃棄物減量等推進員」の名称を「前橋市環境美化推進員」とし、平成8年9月から全市に環境美化推進員を配置しています。

【「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」抜粋】
(廃棄物減量等推進員)
第5条の8 市町村は、社会的信望があり、かつ、一般廃棄物の適正な処理に熱意と識見を有する者のうちから、廃棄物減量等推進員を委嘱することができる。
2 廃棄物減量等推進員は、一般廃棄物の減量のための市町村の施策への協力その他の活動を行う。

環境美化推進員は、各自治会からの推薦により市から委嘱された、市民と行政を結ぶパイプ役であり、地域におけるごみ減量・リサイクルを推進するリーダーです。

令和5年度は、1,946名の方を委嘱し、地域における自主的なごみ減量活動などに取り組んでいただきました。



(2) 保険

環境美化推進員の活動に伴う事故やけが等に備え、市が保険に加入しています。万が一事故やけが等をしてしまったときは、自治会長を通してごみ政策課に連絡してください。

【保険金額】入院（日額4,500円、180日限度）通院（日額3,000円、90日限度）
後遺障害（限度400万円） 死亡（400万円）

※ 環境美化推進員以外の方でも、ごみに関する活動中に事故やけががあった際は、ごみ政策課までご連絡ください。

(3) 交付金

自治会一括交付金に含めて、環境美化推進員の推薦に係る事務や地域の環境美化活動を行う自治会に対し交付します。ごみ減量活動等に活用してください。

(4) 任期

- 1年間（令和6年4月1日～令和7年3月31日）
 - 2年間（令和5年4月1日～令和7年3月31日）
（令和6年4月1日～令和8年3月31日）
- 自治会がいずれかを選択
- 役員の変更等で途中交代される場合は、自治会からごみ政策課へ「変更推薦書」を提出してください。※後任者の任期は前任者の残任期間です。

2 環境美化推進員の活動内容

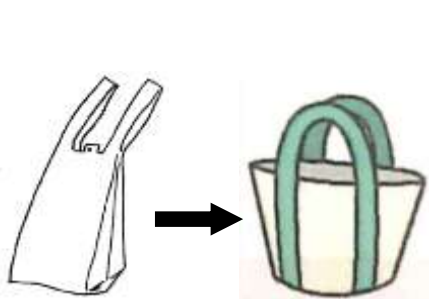
地域の実情によって、集積場所で分別の案内をしたり、集積場所に掲示物を貼ったり、必要な取り組みはさまざまです。以下を参考に、「地域の実情に合わせた活動」を行ってください。

まずは、環境美化推進員の皆さんが、率先してごみ減量活動を実践してくださるようお願いします。

(1) ごみの減量（3R活動）をすすめましょう。

- 正しい分別に気を配り、リデュース・リユース・リサイクルを地域の皆さんに呼びかける。
- 地域の皆さんに有価物集団回収への積極的な協力を呼びかける。
- 地域の取り組みや要望に対し、市と連携して活動する。

※ 「3R」…ごみ減量を進める3つのキーワード※



Reduce リデュース
(発生抑制)



Reuse リユース
(再使用)



Recycle リサイクル
(再生利用)

(2) 地域美化活動をすすめましょう。

- 町の美化に関する活動を行う。
- 不法投棄を見かけたときは、関係機関に連絡する。

(3) 気持ち良く活動するために ～ 注意事項 ～

- 集積場所での活動中は、環境美化推進員であることを示すため、ビブスの着用や推進員証の携帯等をしてください。
- 啓発や指導を行うときは、トラブルを避けるため、言葉使いや表現等に十分に注意してください。
- 不明な点や判断に迷うことは、ごみ政策課やごみ収集課に相談してください。

15 ページに「お問い合わせ先一覧」が載っているよ。
問い合わせるときの参考にしてね！



3 集積場所の管理について

【 啓発 】

ルール違反ごみが気になるときは、掲示で啓発してみましょ。原稿を作ることでもありますので、ごみ収集課にご相談ください。

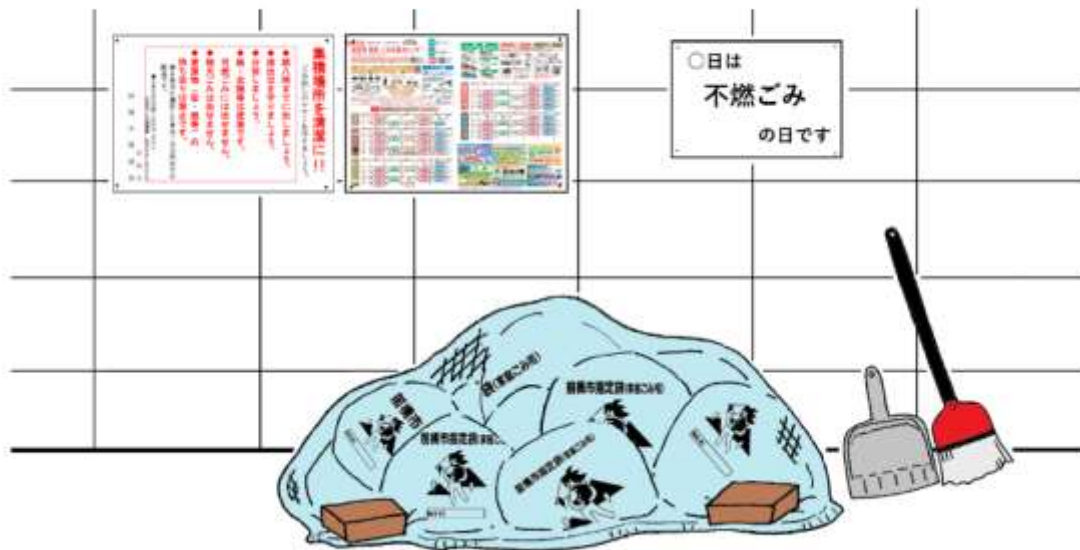


前橋市ホームページ
「集積場所掲示物」

【 いつも清潔に 】

不衛生で荒れた集積場所は、ルール違反ごみを呼び寄せます。

こまめに清掃をして、きちんと管理していることを地区内外にアピールしましょう。



【 飛散防止ネットを活用 】

風によるごみの飛散や、猫・カラスによるごみの食い散らかしを防ぐには、ネットで隙間なく覆うのが効果的です。ネットの端にチェーンを付けたり、重石を置いたりして、風などでめくれないよう固定しましょう。

「ブルーシートをかける」「生ごみの水切りを徹底し、新聞紙で包むよう呼びかける」「夜間ごみ出し禁止看板を掲示した」などの取り組みにより、ごみ出しマナーが向上したという報告もあります。



【 強風に注意！！ 】

台風やからっ風等によって、ごみ袋や資源ごみのコンテナが吹き飛ばされ、通行人や走行中の自動車に当たる事故が発生しています。

強風時は、ごみが飛ばないように、飛散防止ネットをしっかりと掛ける、ごみを壁に寄せておく、当日の朝までコンテナを閉じておくなど、特に配慮をお願いします。

ルール違反ごみ



ルール違反ごみが出された場合は、赤い違反シールが貼られます。

ごみは、出した人への啓発と持ち帰りを促すため、集積場所に残します。

※ 違反シールが貼られていないごみは、ごみ収集後に出された後出しごみです。一度収集した集積場所では、再度収集しません。

事業所ごみ



飲食店や事業所、農業等から出たごみは、集積場所、有価物集団回収、粗大ごみ集団回収等には、一切出せません。

事業所ごみが出された場合は、ごみに青い違反シールが貼られます。

※ 人が住んでいない事業所、店舗などには、「家庭用 資源・ごみ収集カレンダー」や「粗大ごみ集団回収申込書」を配付・回覧しないでください。

地区外からの持ち込まれるごみへの対策

人目につかず、車が入りやすい場所等は、他地区からの持込やルール・マナー違反が多くなりがちです。常に清潔に保ち、地区外の人に集積場所の位置が分からないようにしたり、集積場所を移動したりして、解決した事例があります。

集合住宅（アパート等）向けの啓発

大家さんや管理会社と協力して、ごみ出しルールの周知等を行います。必要に応じて、ごみ政策課・ごみ収集課のいずれかにご相談ください。

外国人への啓発

以下の資料を用意しています。ごみ政策課窓口での受け取りや市ホームページからのダウンロードが可能です。

- ・やさしい日本語版「前橋市のごみの出し方」
- ・外国語版ごみ分別ガイドブック
- ・スマートフォン用ごみ分別アプリ「さんあ〜る」の外国語版案内チラシ

※ 「さんあ〜る」は、英語、中国語、韓国語、ベトナム語、ポルトガル語、ネパール語に対応しています。

「さんあ〜る」
ダウンロードはこちらから↓



iOS 版



android 版



ルール違反ごみのなかに、排出者を特定できるもの（住所・氏名等）があったら、ごみ収集課（253-1009）に通報してね！
市職員が個別に直接対応するよ！

4 ごみの出し方Q&A

市民の皆さんからよくお問い合わせいただくものを掲載しました。

Q1 収集車が来る時間を一定にできませんか。

A1 市内の集積場所は、現在約6,700か所あります。迅速で効率的な収集を心掛けて回っていますが、交通事情などの状況により、どうしても時間が変動してしまいます。ご理解いただき、必ず朝8時までに出してください。

Q2 プラ容器とプラスチック製品の見分け方を教えてください。

A2 「プラ容器」とは、「プラスチック製容器包装」の略称です。

お菓子の袋やお惣菜のパック、シャンプーボトルなど、中身を使い切ったときに不要になるもので、あてはまるものには、プラマークが表示されています。

一方、「プラスチック製品」は、洗面器や歯ブラシなど、そのものを製品として使うものです。こちらは、プラマークの表示がないので、可燃ごみです。

見分けるときは、プラマークがあるかないかを基準に判断してください。



Q3 中身の入ったカセットボンベやスプレー缶の処分方法は？

A3 中身が入ったままのスプレー缶やカセットボンベは、中身の可燃性ガスが車両火災の原因となりますので、集積場所には絶対に出さないでください。

中身を完全に使い切って、「資源の日」の「危険ごみ（黄色コンテナ）」として出してください（この時、穴は開けないでください。）

中身が残っている場合は、出し方をメーカーか下記に確認してください。

- ・スプレー缶：エアゾール協会（03-5207-9850）
- ・カセットボンベ：カセットボンベお客様センター（0120-14-9996）

Q4 小型充電式電池は、どのように処理すればいいですか？

A4 小型充電式電池は、使用している製品から取り外し、お近くの「家電量販店等」の店頭回収を優先的に活用し、リサイクルにご協力ください。ただし、店頭回収や取り外しが難しい場合は、「一辺が30cm以内のもの」であれば「資源ごみの日」（黄色コンテナ）に出すこともできます。



電池を取り外した製品は下記のいずれかの方法で処理してください。

- ①不燃ごみとして出す
- ②小型家電回収ボックスに出す（10ページ参照）
- ③清掃工場に自己搬入

※ただし、パソコンは、集積場所には出せません。

Q 5 パソコンの捨て方を教えてください。

A 5 パソコン（本体・モニター）は、集積場所には出せません。小型家電回収ボックスに入れていただくか、清掃工場に自己搬入してください。なお、個人情報保護のため、ご自身でデータを消してから持ち込むようにしてください。
また、認定事業者による、宅配便を利用した集荷を利用することもできます（10ページ参照）。

Q 6 ごみ出しのルールが守られず、ごみ集積場所にごみが散乱しています。

A 6 こまめに集積場所の清掃活動を行うなどして、きれいな状態を維持すると出す人のマナーも向上します。集積場所を使う住民による掃除当番制を導入したり、掲示や回覧板で啓発したりしたことで、集積場所を清潔にする意識が高まり、ルール違反ごみが減ったとの報告もあります。利用する地域の皆様がルールをお守りいただけるよう、集会等の機会も利用して啓発をお願いします。
※ 市ホームページに、掲示案を掲載しています。3ページ左上の二次元コードから検索できますので、ぜひご利用ください。

Q 7 住民が増えたので、ごみ集積場所を増設したいです。設置基準はありますか？

A 7 おおむね25～30世帯に1か所が目安です。

Q 8 ごみ集積場所以外の場所に、不法投棄されたごみが長期間放置されています。

A 8 不法投棄ごみは、投棄者が分からない場合、土地所有者が処理しなければなりません。道路や河川などは管理者（15ページ参照）へ連絡してください。
不法投棄しているところを目撃した場合は警察へ通報してください。
法律では、ごみをみだりに捨てると、5年以下の懲役、1,000万円以下の罰金に処せられます。

Q 9 町内の一斉清掃で出るごみは、どのように処分すればいいですか？

A 9 事前に、ごみ収集課に相談してください。
集積場所のごみとは別途対応しますので、予めご連絡をお願いしています。

Q 10 自治会の総会などで、ごみについて説明をしてもらえませんか。

A 10 説明会の申し込みは随時ごみ政策課にて受け付けています。自治会だけでなく、子ども会やサロン等での開催も可能です。

質問や疑問点などがありましたら、ごみ政策課・ごみ収集課までお問い合わせください。

5 令和5年度環境美化推進員活動報告書の紹介

○集積場所の管理

- ・集積状態を見てネットからのごみのはみ出しや道路のはみ出しを点検した。
- ・ネット周りに足場用チェーンを取り付け、猫、カラス被害を最小限にとどめた。
- ・ネットの抑えについて、飛散防止策を考え、コンクリートレンガにビニール包装をして、高齢者が取り扱いやすいように紐を付けたものを作成した。
- ・カラスがごみ袋をつつき散乱するので、透明の波板をゲージ内に貼り効果があった。
- ・集積物が雨に濡れるため集積所を金網で囲った後、透明な塩ビ板で囲った。
- ・ごみ集積所を再塗装し外観を美しく保ち、内部も週5日の巡回清掃及び施錠できれいにしている。
- ・大通りに面した集積所が、車からのポイ捨てで困っていたが、近所の地主さんのご協力で通りから少し入った所に移動した。そのあと、ポイ捨ては無くなった。
- ・環境美化推進員と自治会役員との打合せ会議を、不都合があった場合に不定期で開催し情報を共有している。
- ・環境美化推進員とは別に自治会、組長さんに月交代制で毎日夕方チェック表を作成し、ルール違反がないかチェックし、違反には写真を撮り町内報で回覧する様にした。

○啓発や指導

- ・オリジナルの警告チラシ、喚起チラシを常にメンテナンスもしながら町内のごみ置場の特徴、傾向に合わせて対応している。
- ・新たに転入された方にはごみ収集カレンダーを配布し、ごみの分別方法や出し方について指導している。
- ・毎月回覧板にて違反ごみの状況表を町内全世帯（貸家・マンションを含む）へ配付したことにより、違反ごみが少なくなった。
- ・前橋市から外国人用のパンフレットをいただき、外国人が入居しているマンションのオーナーに渡して、入居者に配付してもらうことにした。
- ・外国籍の若者、一人暮らしの学生等が入居するアパート等がわかり次第市のホームページからごみの分け方、出し方を印刷しポスティングをした。

○ポイ捨て・不法投棄対策

- ・ごみの出し方については、ごみカレンダーをラミネートしてごみ集積場所に張り出していたが、区域外の人が前日から廃棄するようになり告知はやめた。

○その他

- ・ゴミステーションの整理・清掃・お年寄りのごみ出し補助をしている。
- ・定期的に（4半期に1回）通学路の除草作業と空き缶拾いを地区単位で実施しているが、今年度からカーブミラーの清掃活動を実施し、環境美化に加え、交通安全にも寄与する取り組みを始めた。

集積場所の掃除を当番制にしたところ、住民の間で「みんなで協力してきれいに使う場所だ」という意識が高まって、ルール違反ごみが減ったという意見があったよ。また、ごみの収集がない日や不燃ごみの収集日などを、あらかじめ掲示や回覧で周知することで、ごみの出し間違いを防ぐことができたという報告もたくさん寄せられたよ。

ルール違反ごみを防ぐには、出されないようにする環境作りが大切なんだね。



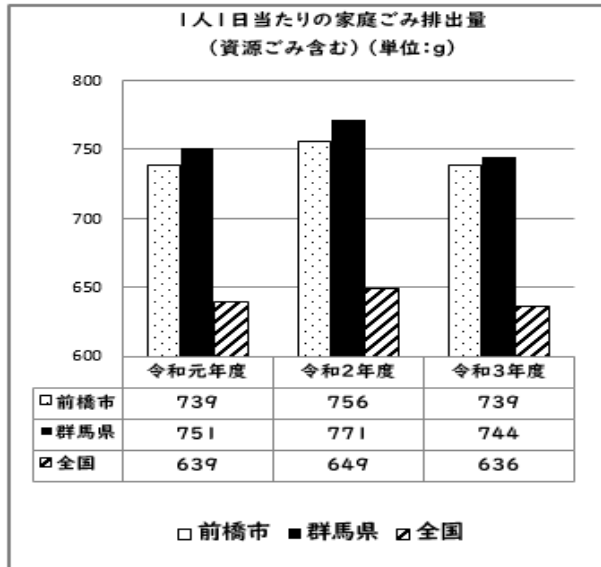
6 前橋市のごみの現状

(1) 前橋市の「ごみ」の成績は？

1人1日あたりの家庭ごみの排出量で比べると、群馬県は非常にゴミが多く、47都道府県中、常にワーストクラスの順位となっています。

ゴミの量は、少ない方が良いのは当然ですので、非常に不名誉です。

下の図は、1人1日あたりの家庭ゴミの量を比較したものです。



群馬県は全国平均を大きく上回っており、更にごみを減量するため市民一人ひとりの協力が欠かせない状況です。

～(参考)1人1日当たり排出量ランキング～

※ゴミが少ない順 ※事業系ごみを含む

令和2年度		令和3年度	
順位	都道府県	順位	都道府県
1位	京都府	1位	京都府
2位	長野県	2位	長野県
3位	滋賀県	3位	滋賀県
42位	群馬県	39位	群馬県
47位	富山県	47位	富山県

(2) ゴみの処理費用はどのくらい？

令和4年度の前橋市の歳出は、約1,556億円でした。そのうち、ゴミ処理の経費は、約33億円です。

1kgのゴミを処理するために、33円以上の経費がかかりました。

ゴミを少なくすることで、ゴミの処理に必要な経費を削減することができます。

(3) 前橋市の目標！

前橋市では、令和7年度までに、家庭ごみ(資源ごみは含めない)の量を1人1日あたり492gにすることを目標にしています。令和4年度は570gでした。みんなの力を合わせ、現状より1人1日あたりあと78gごみを減量しましょう。

	令和4年度	令和7年度 (達成目標)
1人1日当たりの排出量 (家庭ごみ)	570g	492g

※ 達成目標は、設定当時の国の目標値を考慮した数値としています



(4) ゴみを減らすためには！！

家庭から集積場所に排出するゴミは、可燃ゴミや不燃ゴミとして排出するか、又は資源として分別するかのいずれかです。目標を達成するには、可燃ゴミや不燃ゴミに混ぜられてしまっている資源をしっかりと分別することが第一歩となります。



前橋市がもっとエコな市になるようがんばるころ！

生活チャレンジ!

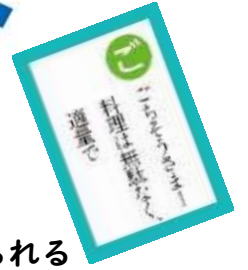
ステキにごみダイエット

ご ごちそうさま！料理は無駄なく、適量で

食べられる量だけ“買う”“作る”“注文する”を心がけましょう。

まだ食べられるのに捨てられている食べ物、いわゆる「食品ロス」と考えられるものは、日本では年間約523万トン発生していると言われています。

前橋市で、可燃ごみとして排出されている「食品ロス」の量は、市全体で年間8,902トン。市民1人につき1日当たり約74グラム、年間約27キログラムにもなります。また、可燃ごみに含まれる生ごみ(30.0%)のうち、約45%は食品ロスにあたります。(令和5年度組成調査の結果より)





① 使い切る



② 食べきる



③ 捨てすぎない

上手に食品ロスを減らしていくころ♪



(1) 外食するときは、食べきり協力店を！

前橋市では、食品ロスの削減に取り組む飲食店等を「食べきり協力店」として登録しています。外食をする際は、ぜひ参考にしてください。詳しくは、市ホームページをご覧ください。

(2) フードドライブにご協力を！

フードドライブは、ご家庭で余っている食品を地域やグループで持ち寄り、フードバンクに寄附する活動です。

※フードバンクとは…家庭や企業から「食べられるけれど、食べない」余っている食品を提供してもらい、ひとり親家庭や生活困窮者へ提供すること。
問合せ先：フードバンクまえばし (TEL 027-226-1591)

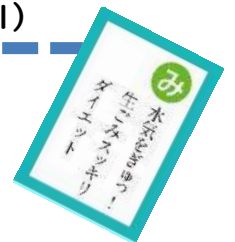
み 水気をぎゅっ！生ごみスツキリダイエット

ひとしぼりで、生ごみの重量を10%減らせます。

仮に、排出された全ての生ごみを「ひとしぼり」すれば、1年間で2,300トンもの可燃ごみを減らすことができる計算になります。

また、生ごみに含まれる水分を減らすことで、夏場のいやなにおいも少し軽減されます。

生ごみをシンクにためないなど、濡らさない工夫も大切です。



だ 段ボール、紙切れだって資源です

可燃ごみと混ざらないよう、専用のごみ袋を用意しましょう。

今は紙箱や小さな紙もごみにしない時代。古紙の生まれ変わりにご協力をお願いします。

紙の素材によって生まれ変わるものが違うので、種類ごとに分けてください。

小さな紙（雑古紙）でもしっかり分別すれば、ごみを減らせるよ！
ごみ箱のとなりに雑古紙用の紙袋（ごみ袋）を用意して、可燃ごみに混ざらないようにしよう。

ポイント



【ティッシュ箱1箱 30g】

【トイレトペーパーの芯1つ 3g】

【パンフレット1冊 37g】

- ① 有価物集団回収に出す 自治会や子ども会、PTAなどで実施
※ 実施していない団体もあります。団体からの回覧チラシ等で対象かどうか確認してください。
- ② 紙・衣類等の日に出す 隔週で、紙・衣類等を排出する集積場所にて収集
- ③ リサイクル庫に出す 市内26か所の市有施設に設置

い 活かします！小さな家電のレアメタル

小型家電にはレアメタルがいっぱい。不燃ごみよりも回収ボックスが効果的です。

小型家電には、金やパラジウムなど（レアメタル）が含まれていますが、不燃ごみとして出すと、そのまま埋め立てられてしまいます。小型家電として出せば、レアメタルが取り出されてリサイクルされ、別の家電等に有効活用されます。

(例)



携帯電話・スマホ

パソコン

電話

デジタルカメラ

ビデオカメラ

携帯音楽プレーヤー

ゲーム機

使用済小型家電の出し方がより便利に！

- ① 使用済小型家電回収ボックスに出す。
市内22の施設に回収ボックスを設置しています。
投入口を通る大きさまでのものを出せます。
(設置場所の詳細は、市のホームページをご覧ください。)
- ② 荻窪清掃工場か富士見クリーンステーションに持ち込む。
- ③ 宅配便回収を利用する。
認定事業者のリネットジャパンリサイクルに申し込むことで、佐川急便が自宅に回収に来てくれます。回収品にパソコン本体が含まれていれば無料です。
※ 回収品にパソコンが含まれない場合、1箱1,500円（税別）がかかります。
※ ブラウン管（CRT）モニターの回収は、3,000円/台がかかります。

30cm

15cm

投入口

え 選んで持ちます！

マイはし、マイボトル、マイバッグ

お気に入りの“マイ〇〇”を持って、「使い捨てしない生活」をしませんか？

繰り返し使える物を使うことで、ごみの発生を抑制できます。

お気に入りの“マイ〇〇”を見つけて、「使い捨てしない生活」をしましょう。

レジ袋→マイバッグ 10g削減 割り箸→マイはし 4g削減



つ 使えます！衣類や靴や、ぬいぐるみ

衣類、靴、ぬいぐるみなどは海外で再使用。

衣類は工業用雑巾としても生まれ変わります。

海外で中古衣料として再使用されたり、工業用雑巾として再生利用されたりする、とても価値ある資源です。人に譲ったり、リユースショップに売ったりする場合と、判断基準が大きく異なります。「再利用できるの？」と迷ったときは、「可燃ごみ」ではなく、「衣類等」として出してください。

集めた靴は、靴として再利用されます。ただし、左右そろっていない靴やぼろぼろになった靴は、再利用できないので、可燃ごみとして出してください。

① 有価物集団回収に出す 自治会や子ども会、PTAなどで実施

※ 実施していない団体もあります。団体からの回覧チラシ等で対象かどうか確認してください。

② 紙・衣類等の日に出す 隔週で、紙・衣類等を排出する集積場所にて収集

③ リサイクル庫に出す 市内26か所の市有施設に設置

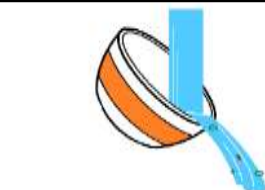


と ほとんど分けます！プラ容器



プラマークが目印です。専用のごみ袋を用意して、しっかり分別しましょう。

「プラ容器」とは、中身を消費したり、取り出したりしたあとに不要になる、プラスチックやビニールで出来た容器包装のことです。収集されたプラ容器は、燃料として利用されたり、もう一度プラスチック製品に生まれ変わったりして、生活に役立てられます。



① 汚れを水で洗い流す

② よく乾かす

③ 指定袋に入れて出す

食器みたいに綺麗に洗う必要はないころ。

生ごみやタレなどが残っていなければ大丈夫ころ。

食器を洗った残り水などを使えば、環境にもお財布にも優しいころ！

ポイント



8 各回収ボックス設置場所

リサイクルを進めるため、いろいろな場所で拠点回収しているよ！



小型家電回収ボックス	廃食用油回収ボックス	インクカートリッジ回収ボックス
<p>※15cm×30cmの投入口から入る家電を入れてください。</p>	<p>※2リットルまでのペットボトルで、キャップを締めて出してください。未使用のものは、そのままお出しいただけます。</p>	

設置場所	小型家電回収ボックス	廃食用油回収ボックス	インクカートリッジ
前橋市役所 (大手町二丁目 12-1)	○	○	○
各支所	○	○	○
各市民サービスセンター	○	○	○
総合福祉会館 (日吉町二丁目 17-10)	○	○	○
児童文化センター (西片貝町五丁目 8)	×	×	○
前橋プラザ元気21 (本町二丁目 12-1)	○	×	○
ベシア電器 前橋モール店 (上泉町 679-7)	○	×	×
ベシア電器 前橋みなみモール店 (鶴光路町 125-3)	○	×	×
ベシア 前橋ふじみモール店 (富士見町原之郷 643)	○	×	×
ガーデン前橋 (小屋原町 472-1)	○	×	×

※利用時間は各設置場所の開館・営業時間です。

分別ルールを守りましょう！

可燃

生ごみ **紙おむつ**

水気をしっかり切る 汚物はトイレへ

ゴム、プラスチック製品

枕・座布団

※灯油等中身は抜く

草木類 1回2束 (2袋)まで

このサイズを超えたものは出せません。(粗大ごみも不可)

しばってそのまま出せます。

不燃

陶器類、ガラス類
薬品のびん
割れた・汚れたびん

白熱電球
LED

割れたものは、布や新聞紙でくるむ

金属類

刃物は、布や新聞紙でくるむ

金属を用いた製品

傘

しばってそのまま出せる

金属が少しでも含まれていれば不燃です
電池類は危険・有害ごみです

プラ容器

マークがあるもの 空になったプラスチック製・ビニール製の容器包装

軽く洗って、乾かす

ラーメン・プリン等のカップ、レジ袋、菓子や冷凍食品の袋、肉や魚のトレイ、卵やそうざい・豆腐等のパックなど

発泡スチロール

シャンプーや洗剤等のボトル

袋に入らないものはしばってそのまま出す

〔例〕ハンガー ストロー
プラスチック製品、汚れたプラ容器
洗面器 タッパー など

可燃の日へ

資源

ガラスびん

飲食物・化粧品のびん

※ふたは外す 金属製→不燃、プラスチック→プラ容器へ
無色透明のびん

白コンテナ

茶色のびん

茶コンテナ

その他の色のびん

青コンテナ

ペットボトル

ラベル・ふたは外してプラ容器

空き缶

飲食用の缶

※ペットボトルと空き缶は袋を別にする

紙・衣類等

紙

新聞紙、雑誌・書籍、段ボール、紙パック

種類ごとにたたんでしぼる 箱の形のままで出さない

雑古紙

不織布の袋は不可
紙袋または透明・半透明の袋に入れる

衣類等

※雨の日、雨予報の日は出せません

衣類、バッグ、ぬいぐるみ、靴等

一組ずつまとめる

靴は左右を靴ひもで結びか、一組ずつ小さなビニール袋に入れる

透明・半透明の袋に入れる ※衣類等の袋に紙類を入れない

出せないもの(紙)

特殊加工（防水加工、ビニール加工）された紙、写真、感熱紙、裏カーボン紙、圧着はがき、アルバム

⇒可燃の日へ

出せないもの(衣類等)

状態の悪いもの(汚れがひどい、悪臭、破れている等) はんてん、どてら、枕、じゅうたん、子供用の靴、布団、スリッパ、サンダル、長靴、ブーツ、上履き、周方そろっていない靴

⇒可燃の日へ (金属を含むものは不燃)

スーツケース
学生カバン
ランドセル

⇒不燃の日へ

危険・有害ごみ

富士見地区はびんの日

小型充電式電池等
使用製品、電池、
空のスプレー缶、
蛍光灯、ライター、
カセットボンベ等

黄コンテナ

自治会

集積場所を清潔に！！

ごみ出しのマナーを守りましょう。

◆朝八時までに出しましょう。

◆排出日を守りましょう。

◆分別しましょう。

◆紙・衣類等は資源です。

可燃ごみには出せません。

◆粗大ごみは出せません。

◆資源物（缶・紙等）の

持ち去りは禁止です。

禁止命令に違反した者は二十万円以下の罰金です。

■不明な点はお問い合わせください。

市役所ごみ収集課 TEL 253-1009

前橋市環境部 自治会

10 ごみに関するお問い合わせ先

内 容		担当課	電話番号
環境美化推進員の運営に関すること		ごみ政策課	898-6272
ごみ分別案内資料の作成や回覧についてのご相談			
集積場所のごみについての相談		ごみ収集課	253-1009
集積場所の新設・移動・廃止等の相談			
粗大ごみの戸別回収の申込み			
道路上の小動物（犬・猫等）の死骸処理の依頼			
町内清掃で集めたごみを回収してほしい			
空き地の草刈をするよう、土地所有者に指導してほしい			
高齢者等のごみ出し支援事業「こんにちは収集」の申込み			
ごみを直接持ち込んで処分したい	可燃ごみ	六供清掃工場	224-0130
	不燃・粗大ごみ	荻窪清掃工場	269-0621
		富士見クリーンステーション	230-5300
ペットの小動物（犬・猫等）の死体を回収してほしい	自己搬入	六供清掃工場	224-0130
	戸別収集を依頼	ごみ収集課	253-1009
空き家のことで相談したい		空家利活用センター	898-6081
街路樹の枝葉のせん定をお願いしたい	市道	公園管理事務所	225-2116
公園のごみや雑草、清掃に関する相談			
道路の落ち葉の清掃をお願いしたい		道路管理課	898-6822
民地から道路上にはみ出た枝木の伐採をするよう、土地所有者に指導してほしい			898-6809
道路の側溝の草刈をお願いしたい			898-6824
町内で側溝を清掃した後の泥・土砂の処理について			
道路上の放置自転車についての相談窓口	市道	道路管理課	898-6809
	県道・国道353号	県前橋土木事務所	234-4224
	国道(17号・50号)	高崎河川国道事務所 前橋出張所	251-2828
道路上に不法投棄されたごみに関する連絡	市道	道路管理課	898-6824
	県道・国道353号	県前橋土木事務所	234-4224
	国道(17号・50号)	高崎河川国道事務所 前橋出張所	251-2828
河川のごみ・雑木の伐採・清掃に関する相談	一級河川	県前橋土木事務所	234-4224
	上記以外の河川	道路管理課	898-6824
近所で野焼きをして困っている		環境政策課	898-6294
「犬のふん放置禁止」の啓発看板がほしい		衛生検査課	220-5777